

きよっちの使用に当たっての注意事項



清田区マスコットキャラクター「きよっち」の使用に当たっては、「清田区マスコットキャラクターの使用に関する要綱」のほか、下記の点に注意してください。

1 きよっちの使用について

きよっちを使用する場合には、区役所に使用申請を行っていただきます。

ただし、以下の場合には申請は必要ありません。

- (1) 国や地方公共団体等が使用する場合
- (2) 清田区内の町内会等の地域団体が、当該団体の会報、イベントのチラシなどに使用する場合
- (3) その他、清田区が認める場合

(3)の例としては、個人の方が名刺や年賀状等に使用する場合は挙げられます。

この場合には申請は不要ですが、名刺に使用する場合には、「清田区マスコットキャラクター きよっち」と併記してください（「3 使用に当たっての注意事項」を参照してください）。

なお、会社や団体の名刺に使用する場合には申請が必要です。

2 使用が認められない場合

以下の場合には、使用を認めません。

- (1) 清田区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある、若しくはこれらを支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他、承認することが不相当と認められる場合

3 使用に当たっての注意事項

きよっちを使用する場合には、きよっちが特定の企業や団体のマークと誤認されたり、清田区がこれらを支援したりしているような誤解を与えないようにしなければなりません。

また、きよっちに関して商標登録を行うことは禁止します。

特に、下記事項に注意してください。

(1) 「清田区マスコットキャラクター きよっち」の文言を併記してください。

使用に際しては、原則として、きよっちの使用と併せて「清田区マスコットキャラクター きよっち」の文言を併記することとしています。

特に、名刺、のぼり旗や看板等、商品広告、カタログ等に使用する場合には厳守してください。

(2) きよっちを会社や団体のロゴや名称などと組み合わせて表示することはできません。

きよっちが特定の会社などのマークと誤解を受けるおそれがあります。

「清田区マスコットキャラクター きよっち」と併記した場合であっても、このような使い方はできません。

(3) きよっちに商品の宣伝を行わせることはできません。

きよっちに「ふきだし」で特定商品の宣伝を語らせたり、自社製品を持たせたりすることは、清田区が特定商品の承認、推奨を行っている、又は特定の会社、団体等を応援しているかのような誤解を与えるおそれがあります。

(4) 商品名への使用について

「きよっちまんじゅう」「きよっちせんべい」など、商品の冠に「きよっち」を付けることもできます。ただし、特定企業・団体による使用の独占を防ぐため、商標登録を行うことは禁止します。

また、清田区が当該商品を製造又は推奨しているとの誤解を与えることを防ぐための表示を行ってください。

例)『「きよっち」は、清田区のマスコットキャラクターです。弊社は、清田区の許可を受け、「きよっち」の図形及び名称を使用しています。許可者の清田区は、製造者ではなく、本製品に何らかの責任を負い、又は本製品を推奨するものではありません。』

4 きよっちのデザインについて

原則として指定のデザイン（清田区のウェブサイト上に登録しているもの）のみ使用できます。

なお、実際の使用に当たっては、個別に判断する必要がありますので、区役所にお問い合わせください。

(1) 原則として、デザインの変更（縦横比率を維持した拡大縮小を除く）はできません。デザインの変更には、反転、一部分の使用、一部分の消去、他の図形やデザインとの組み合わせなどを含みます。

(2) 色調は指定されたもの又は単色とします。

(3) 「きよっち」の名称をアルファベット等で表記することはできません。